

ひとり親家庭等医療費等助成事業は 現物給付方式（受給券方式）に変わります！

令和2年11月1日から、千葉県内の医療機関を受診する際、窓口
に保険証と**ひとり親家庭等医療費等助成受給券**を提示す
ることで、自己負担金が**無料**になります。（※一部医療機関を除く）県外
の医療機関受診分については、引き続き償還払いとなります。

受給券の受取りと利用のイメージ

受給券の受取



①子ども医療費助成受給券を返納し受給券を申請する



②決定通知と受給券を送付



受給券の利用



①受給券を提示



（自己負担額は無料）



②医療費を申請



③助成額の振込



受給対象者

- ①令和2年11月分以降の児童扶養手当が全額または一部支給されている母又は父及び、その児童※1
- ②公的年金等※2で令和2年11月以降の児童扶養手当が全額停止となっているが、令和元年の所得額が所得制限限度額※3未満である者及び、その児童

※1. 「児童」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満の者で一定の障害の状態にある者

※2. 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3. 所得制限限度額については町HP等をご覧ください。

受給券の対象となる医療費

○受給券の対象となる医療費

医療機関の窓口で支払った医療費で、健康保険の適用を受けたもの。※ただし、学校でのケガなど、他の給付制度の対象となる場合は、その制度を優先させます。

○自己負担額 無料

○受給券有効期間

令和2年11月1日から令和3年10月31日まで（毎年更新の手続きが必要です。）

受給券の交付には申請が必要です！

申請方法について

東庄町保健福祉総合センター窓口へ申請ください。

○児童扶養手当受給者の方が申請に必要なもの

- ①資格認定(更新)申請書
- ②保険証の写し
- ③印鑑
- ④子ども医療費助成受給券(中学生までのお子さんがいる場合)
- ⑤子ども医療費助成受給券返納届

○公的年金等で児童扶養手当が停止されている方が申請に必要なもの

- ①資格認定(更新)申請書
- ②保険証の写し
- ③戸籍謄本
- ④養育費に関する申告書
- ⑤印鑑
- ⑥子ども医療費助成受給券(中学生までのお子さんがいる場合)
- ⑦子ども医療費助成受給券返納届

○受給券の受領方法

申請後、審査の上、決定通知と一緒に受給券を郵送いたします。

申請のあった月の翌月から受給券が利用できます。

○毎年8月頃(児童扶養手当現況届時期)に更新の手続きが必要です。

○婚姻等により資格が喪失したとき、申請内容に変更があった場合は届出が必要です。

申請時の注意点

○子ども医療費助成受給券の交付を受けている方

現在、子ども医療費助成受給券を所有している場合は、受給券の返還が必要です。返納届と子ども医療費助成受給券を町保健福祉総合センターへご提出ください。

※二重交付を避けるため、子ども医療費助成受給券の返納がない場合は、本券は交付できません。

○重度心身障害者医療費助成受給券の交付を受けている方

ひとり親医療費助成受給券の交付は受けられません。引き続きご利用ください。

※ご注意ください

受給券が重複している場合、適切な医療費助成が受けられない場合があります。

県外の医療機関を受診したら

保健福祉総合センターの窓口へ申請することにより、審査のうえ、医療費を返還します。

申請に必要なもの

- ①領収書(保険適用分のみ対象)
- ②父または、母及びお子さん保険証
- ③印鑑
- ④振込口座のわかるもの

※受診された月の翌月以降にまとめて申請してください。

※申請期限は、医療費の支払った日の翌日から起算して2年間です。

お問合せ先

東庄町保健福祉総合センター内 健康福祉課子育て支援係 TEL 0478-80-3300